

「 指定訪問看護 」 利用契約書

氏名 _____（以下、「利用者」といいます）と京都九条病院 訪問看護ステーション・mam（以下、事業者といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、次の通り契約します。

【 契約の目的 】

第1条

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護を提供し、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

【 契約期間 】

第2条

- 1 この契約の契約期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の 2 日前までに、利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合契約は自動更新されるものとします。

【 訪問看護計画 】

第3条

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「介護予防サービス・支援計画」に沿って、「訪問看護計画」を作成します。事業者は、この「訪問看護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

【 訪問看護の内容 】

第4条

- 1 利用者が提供を受ける訪問看護の内容は、【契約書別紙】に記載したものを基準とします。事業者は、サービス従事者を利用者の居宅に派遣し、訪問看護計画に沿って訪問看護を提供します。
- 2 第2項のサービス従事者は、看護師、准看護師の免許所持者である。
- 3 訪問看護計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容又は、介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の【契約書別紙】を作成し、それをもって訪問看護の内容とします。

【 サービスの提供の記録 】

第5条

- 1 事業者は、サービス提供記録をつけることとし、この契約の終了後 5 年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内のその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

【 料金 】

第6条

- 1 利用者は、サービスの対価として厚生労働大臣が定める基準による利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を請求書発行月の末日までに支払います。
- 2 事業者は、利用された月の請求書を利用翌月の中旬にお渡しします。但し、区分変更等の事情により遅れる場合があります。
- 3 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対して領収書を発行します。
- 4 利用者は、居宅においてサービスを実施するために使用する水道、ガス、電気、電話等の費用を負担します。

【 サービスの中止 】

第7条

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供を 24 時間前までに通知することにより、料金を負担することなくサービスの利用を中止することができます。
- 2 利用者が、サービスの実施日の 24 時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対して予定サービス単位を基にした算出法により、料金の全部又は一部を請求することができます。
この場合の料金は、第 7 条の他の料金の支払いと合わせて請求します。

【 契約の終了 】

第8条

- 1 利用者は、事業者に対して、契約終了希望日の 1 週間前までに文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、契約終了希望日の 1 週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の 1 ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者が守秘義務に反した場合
 - (3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - (4) 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、2 週間以内に支払われない場合
 - (2) 利用者又はその家族などが、事業者やサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合

5 次の事由に該当した場合はこの契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- (2) 利用者の要介護認定区分が、要支援または自立と判断された場合
- (3) 利用者が死亡した場合

【 秘密保持 】

第9条

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第3者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

【 賠償責任 】

第10条

- 1 事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- 2 利用者は、サービス提供にともなって、利用者の責めに帰すべき事由により、事業者の従業者生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、事業者に対してその損害を賠償します。

【 緊急時の対応 】

第11条

事業者は、現に訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医の医師又は歯科医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

【 身分証携行義務 】

第12条

サービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は家族からの提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

【 連携 】

第13条

事業者は、訪問看護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

【 苦情対応 】

第14条

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

【信義誠実の原則】

第15条

- 1 利用者及び事業所は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令、その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

【裁判管轄】

第16条

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所を管轄する裁判所を第1管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上 1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

＜事業者名＞ 医療法人同仁会(社団) 京都九条病院
訪問看護ステーション・マム (2660590031・京都府)

＜住 所＞ 京都市南区唐橋経田町16 メディナ唐橋1F

<代表者名> 理事長 松井 道宣 (印)

利用者

<住 所>

<氏 名> ㊟

【契約書別紙】

○管 理 者

氏名 清 水 浩 子

連絡先 0 7 5 - 6 6 1 - 3 8 2 0

○訪問看護の内容

予定する提供サービスの内容は下記のとおりです。

	曜日	提供時間帯	サービス内容	介護保険適用
①				
②				
③				
④				

○利用料

予定する料金の単価は下記のとおりです。

	基本料金（介護保険適用の場合の自己負担金）	介護保険適用外の料金
①	¥	¥
②	¥	¥
③	¥	¥

※ただし、介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなる場合があります。その場合は、一旦 介護保険適用外の場合の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、市町村・担当の窓口提供しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

○その他

○相談、要望、苦情等の窓口

訪問看護に関する相談、要望、苦情等は、管理者か下記窓口までお申し出下さい。

また、京都九条病院内に設置してある投書箱もご活用ください。

☆サービス相談窓口☆

電話番号：（075）661－3820

担当部署：京都九条病院 訪問看護ステーション・マム

受付時間： 月曜日～土曜日 午前9:00～午後5:30まで

<事 業 者> 医療法人同仁会(社団) 京都九条病院
訪問看護ステーション・マム (2660590031・京都府)
<住 所> 京都市南区唐橋経田町16 メディナ唐橋1F
<代表者名> 理 事 長 松 井 道 宣 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

<利用者氏名>

印

<代理人氏名>

印

相談・苦情窓口について

当事業所は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した訪問看護に関する利用者の要望・相談 苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

<当事業所の相談・苦情窓口>

窓 口	連絡先	
訪問看護ステーション・マム	電話 075-661-3820 FAX 075-661-3835	担当：清水 浩子（所長・管理者）

※京都九条病院内に設置してある投書箱もご活用ください。

<行政機関の相談・苦情窓口>

機関名	連絡先	場所
京都府国民健康保険団体連合会	電話 075-354-9090 FAX 075-354-9055	〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀町 602 番地 COCON 烏丸内
南区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	電話 075-681-3111	〒601-8511 京都市南区西九条南田町 1－3
右京区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	電話 075-861-1430	〒616-8511 京都市右京区太秦下刑部町 1 2
下京区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	電話 075-371-7228	〒600-8588 京都市下京区西洞院塩小路 東塩小路町 6 0 8－8
伏見区役所保健福祉センター 健康長寿推進課	電話 075-611-2279	〒612-8511 京都市伏見区鷹匠町 3 9－2

※その他、各区役所でも相談や苦情を受け付けております。